別添２の２
（最終改正：令和６年７月24日）

検査命令免除食品等

(1)カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）
以下の URL に掲載される輸出者から輸出されたもの。
・Canadian Food Inspection Agency ホームページ
https://inspection.gc.ca/exporting-food-plants-or-animals/food-exports/food-export-requirements/japan-fish-and-seafood/live-lobster-and-lobster-tomalley-products/eng/1304466360823/1304466626301

(2)韓国産豚肉（スルファジミジン）
別表 14 掲げる処理場において処理されたもの。

(3)韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）
別表 15 で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
養殖加工ひらめについては、別表 15 で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
ただし、以下の①から④の養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。また、⑤から⑧の養殖場については、オキシテトラサイクリンに係る検査命令を免除しない。
①先進水産　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＪＮ－３０７）
②一子水産　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＪＮ－３７９）
③孝賢水産　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＪＮ－３８２）
④廣林水産　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＣＪ－６４９）
⑤海龍水産營漁組合法人　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＣＪ－３３２）
⑥宣佑水産　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＣＪ－４０５）
⑦泰興養食　（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＣＪ－２９１）
⑧BADA-DREAM營漁組合法人（登録番号：Ｋ－Ｆ－ＣＪ－６８０）

(4)韓国産生鮮青とうがらし（フルキンコナゾール）
別表 16 に掲げる輸出者ＩＤの登録がされた輸出者から輸出されたもの。

(5)韓国産生鮮トマト（フルキンコナゾール）
別表 17 に掲げる輸出者ＩＤの登録がされた輸出者から輸出されたもの。

(6)韓国産生鮮ミニトマト（フルキンコナゾール）
別表 18 に掲げる輸出者ＩＤの登録がされた輸出者から輸出されたもの。

(7)韓国産生鮮まくわうり（クロルフェナピル）
別表 19 掲げる輸出者ＩＤの登録がされた輸出者から輸出されたもの。

(8)タイ産生鮮おくら（ＥＰＮ）
別表 20 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(9)タイ産生鮮グリーンアスパラガス（ＥＰＮ）
別表 21 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(10)タイ産生鮮バナナ（シペルメトリン）
別表 22 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(11)タイ産生鮮マンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）
別表 23 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(12)タイ産冷凍カットマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）
別表 24 に掲げる製造者で製造されたもの。

(13)タイ産フリーズドライマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）
以下の製造者で製造されたもの。
製造者名：Chanthaburi Global Foods Co.,Ltd.

(14)タイ産生鮮マンゴスチン（イマザリル）
別表 25 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(15)台湾産豚肉（スルファジミジン）
別表 26 に掲げる処理場において処理されたもの。

(16)中国産養殖鰻及びその加工品（オキソリニック酸、スルファジミジン）
①養殖活鰻
別表 27 に掲げる養殖場で養殖されたもの。

②養殖鰻加工品
別表 28 に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。
ただし、同表に関わらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。
加工場名：CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.
住　　所：LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA

(17)フィリピン産生鮮おくら（テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス）
別表 29 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(18)フィリピン産生鮮マンゴー（クロルピリホス、フェントエート）
別表 30 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(19)フィリピン産生鮮バナナ（フィプロニル）
別表 31 に掲げる輸出者又は包装者から輸出されたもの。